

報道関係者 各位

令和3年7月8日

【照会先】

青森労働局雇用環境・均等室

室長 辺田 幸子

労働紛争調整官 高山 竹郎

(直通電話) 017-734-4211

「令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します ～ 総合労働相談件数が5年ぶりに1万件を超え、 「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が相談内容別で8年連続トップ～

青森労働局(局長 ^{たかはしひろし}高橋洋)は、このたび「令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、平成13年に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」(参考1)に基づき、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、実情に即した早期の解決を図るための制度で、「総合労働相談※1」、労働局長による「助言・指導※2」、及び紛争調整委員会による「あっせん※3」の3つの方法があります。

青森労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】

- 1 総合労働相談件数が前年度と比べ増加、平成27年度以降5年ぶりに1万件超
 - ・総合労働相談件数 10,733件(前年度比 979件増)
 - うち、民事上の個別労働紛争※4相談件数 2,870件(同 642件減)
 - ・助言・指導申出件数 71件(同 10件減)
 - ・あっせん申請件数 33件(同 11件減)
- 2 民事上の個別労働紛争相談件数のうち「いじめ・嫌がらせ」が936件、内容別件数で引き続き最多

- ※1 「総合労働相談」：青森労働局、青森県内各労働基準監督署内の7か所(令和3年4月1日現在)に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応(参考2)。なお、平成28年度から、都道府県労働局の組織見直しにより青森労働局にも「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することになったため、それらの相談件数も計上されている。
- ※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。
- ※3 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員(弁護士や大学教授など労働問題の専門家)が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- ※4 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働基準法等の違反に係るものを除く)。

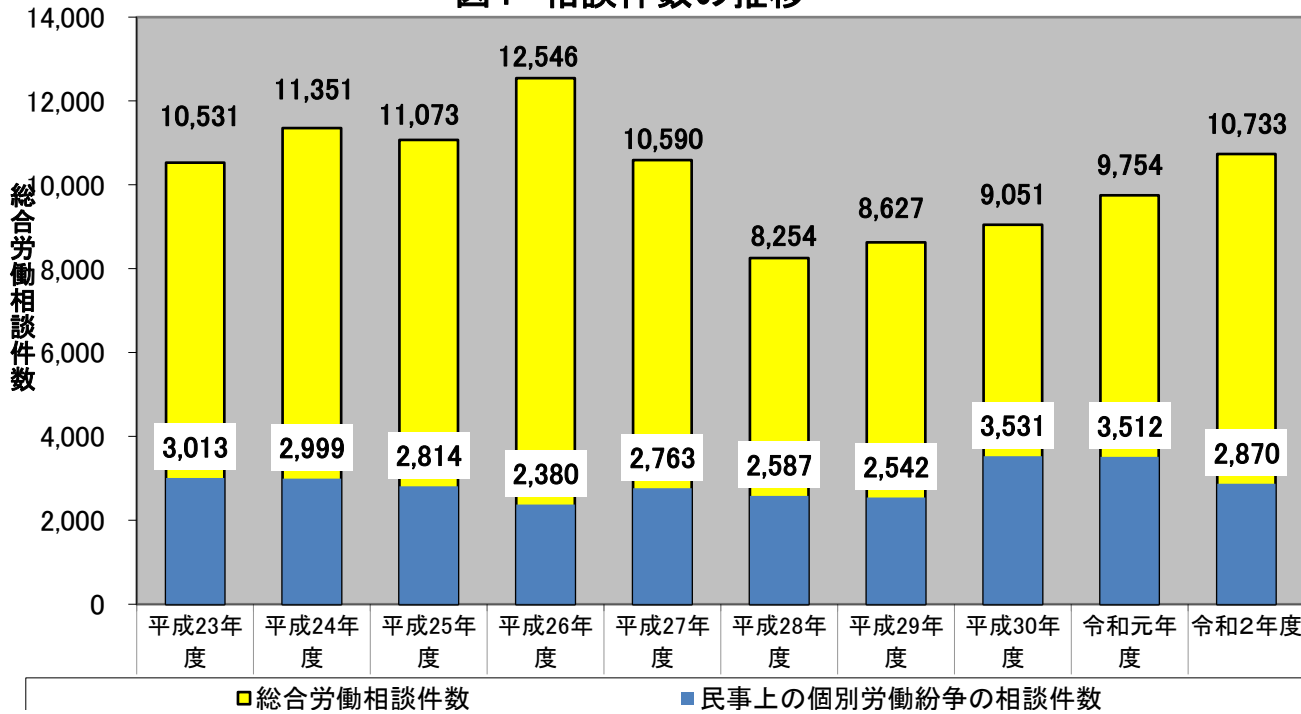
「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく、令和2年度における個別労働紛争解決制度の運用状況は以下のとおりです。(個別労働紛争解決制度の枠組み等については「別添1」を参照)

1 総合労働相談

(1) 総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談件数は 10,733 件で、前年度より 979 件(10.0%)増加した。【図1】

このうち、「民事上の個別労働紛争に係る相談」を含むものは 2,870 件で、前年度から 642 件(18.2%)減少した。

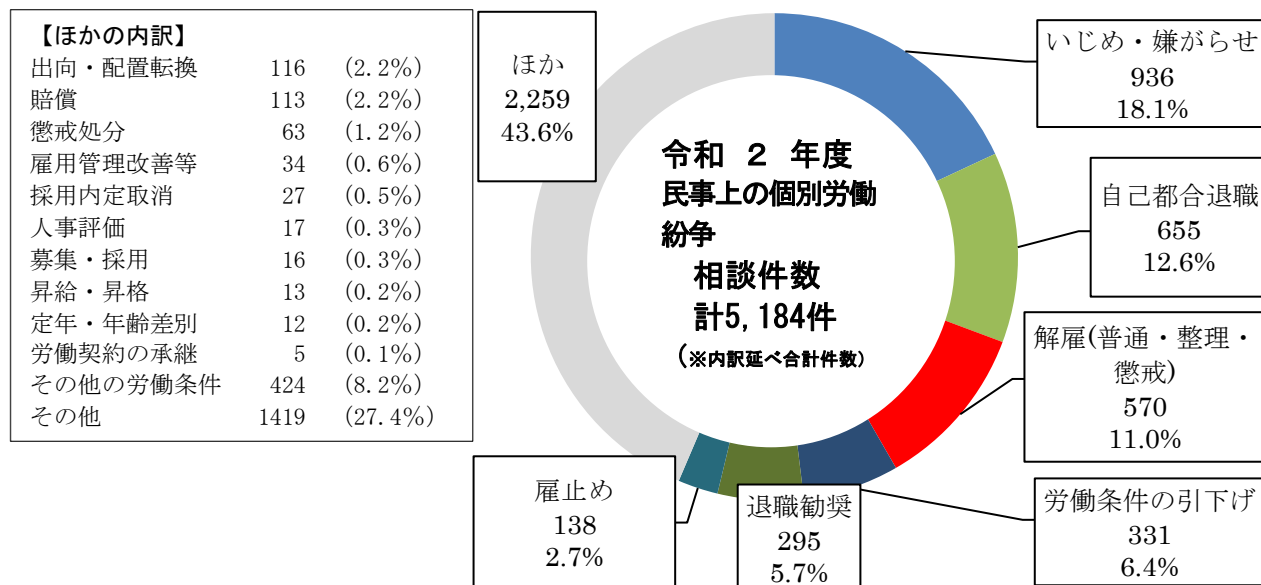
図1 相談件数の推移



※総合労働相談件数は、民事上の個別労働紛争の相談件数のほか、法制度の問い合わせや労働基準法等の違反の疑いがある相談等の件数を含む

(2) 民事上の個別労働紛争に係る相談内容別の件数は「いじめ・嫌がらせ」が 936 件(18.1%)と最も多く、次に「自己都合退職」が 655 件(12.6%)、続いて「解雇(普通・整理・懲戒)」が 570 件(11.0%)となっている。【図2】

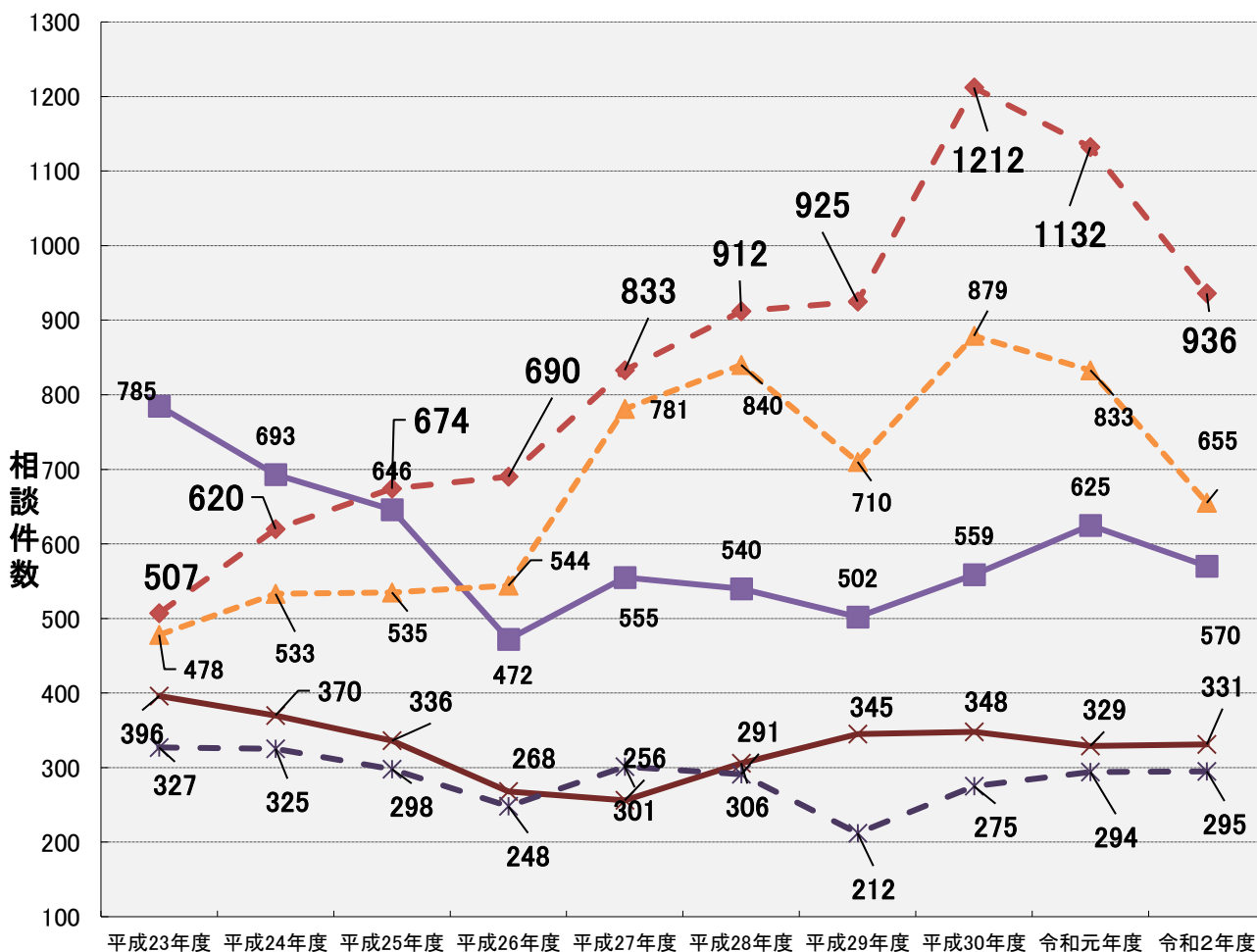
図2 民事上の個別労働紛争の相談内容別件数



※ %は相談内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものの。

(3) 民事上の個別労働紛争の主な相談内容別件数の推移を見ると、「いじめ・嫌がらせ」に係る相談件数が依然として最多であり、相談内容別件数で8年連続トップになった。【図3】

図3 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移

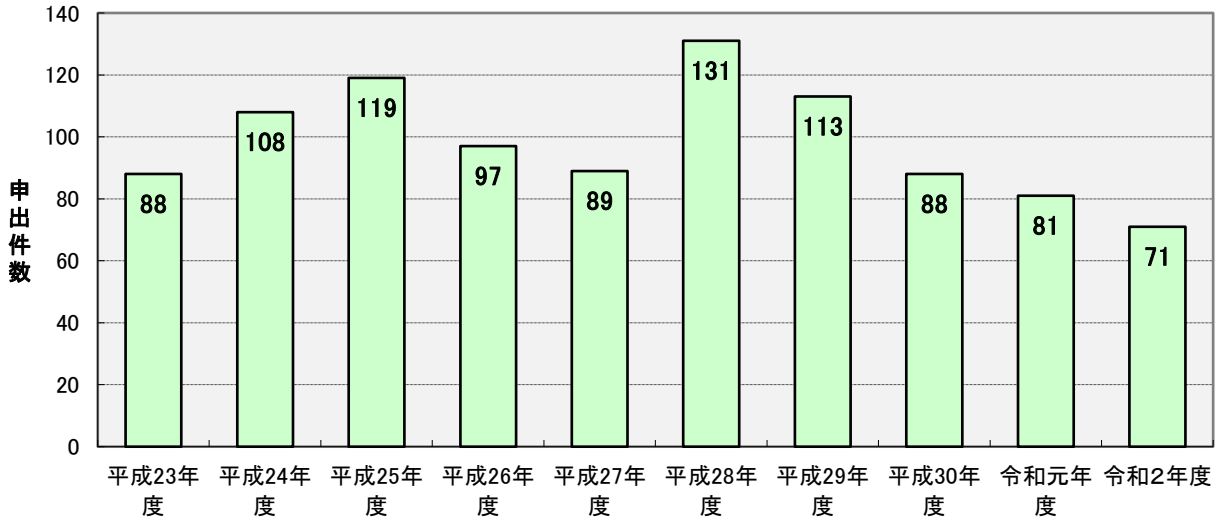


(4) 民事上の個別労働紛争の就労形態別の件数は、正社員が 863 件(30.1%)と最も多く、次に有期雇用労働者が 296 件(10.3%)、続いて短時間労働者 275 件(9.6%)などとなっている。

2 青森労働局長による助言・指導

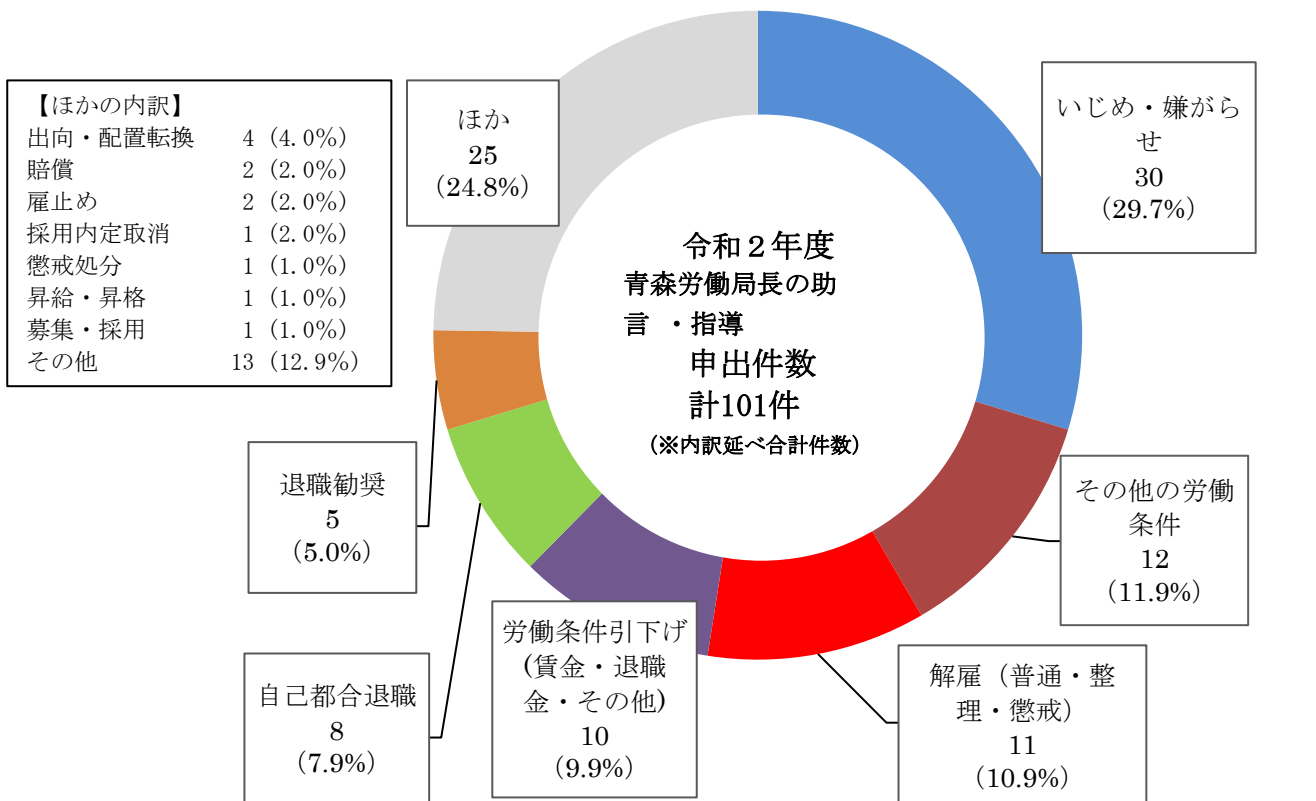
(1) 令和2年度の助言・指導申出件数は71件と、前年度に比べ10件(12.3%)減少した【図4】。

図4 青森労働局長の助言・指導申出件数の推移



(2) 助言・指導の申出内容別の件数は「いじめ・嫌がらせ」が30件(29.7%)と最も多く、「解雇(普通・整理・懲戒)」が11件(10.9%)、「労働条件引下げ(賃金・退職金・その他)」が10件(9.9%)、「自己都合退職」が8件(7.9%)などとなった【図5】。

図5 青森労働局長の助言・指導の申出件数の内訳



※ ()内は申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1件の助言・指導申出で複数内容にまたがる申出が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申出内容を件数として計上したもの。

(3) 就労形態別の申出状況等

助言・指導の申出は、労働者のほか事業主からも行うことができるが、全てが労働者からの申出であった。

申出人である労働者の就労状況別には、正社員が 38 件(53.5%)と最も多く、次に、短時間労働者が 13 件(18.3%)、続いて、有期雇用労働者が 12 件(16.9%)などとなっている。

(4) 助言・指導の事例

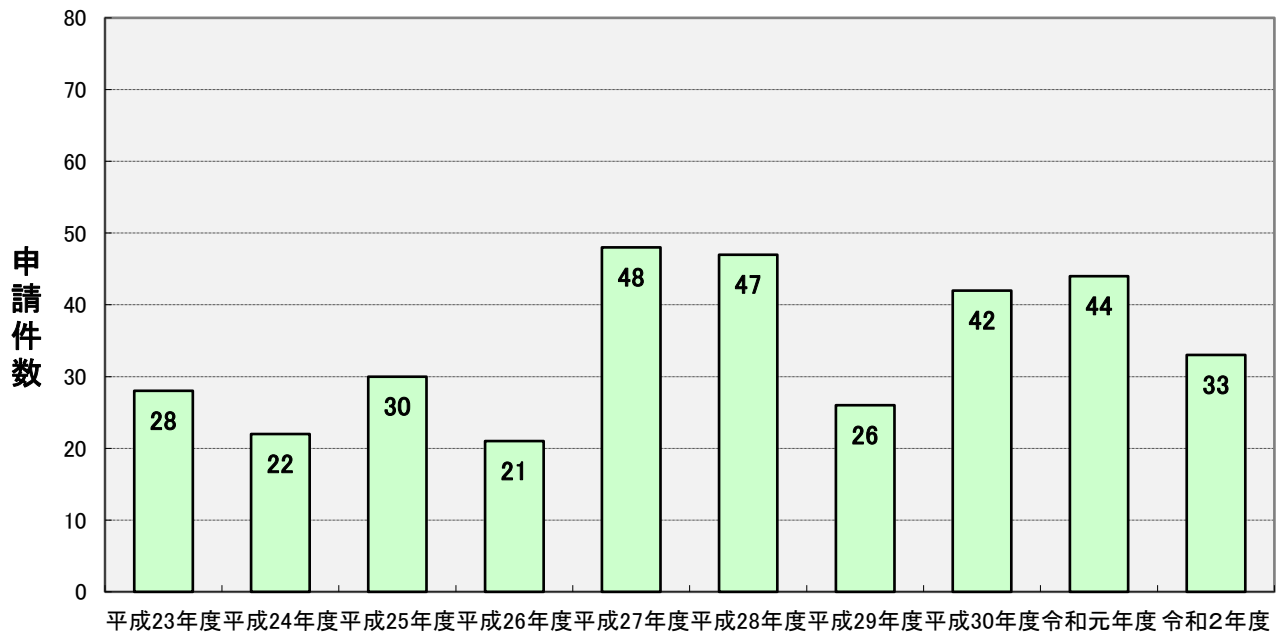
助言・指導の事例の一部は「別添2」のとおり。

3 青森紛争調整委員会によるあっせん

(1) 申請件数【図6】

令和2年度のあっせん申請件数は33件と、前年度に比べ11件(25.0%)の減少となった。

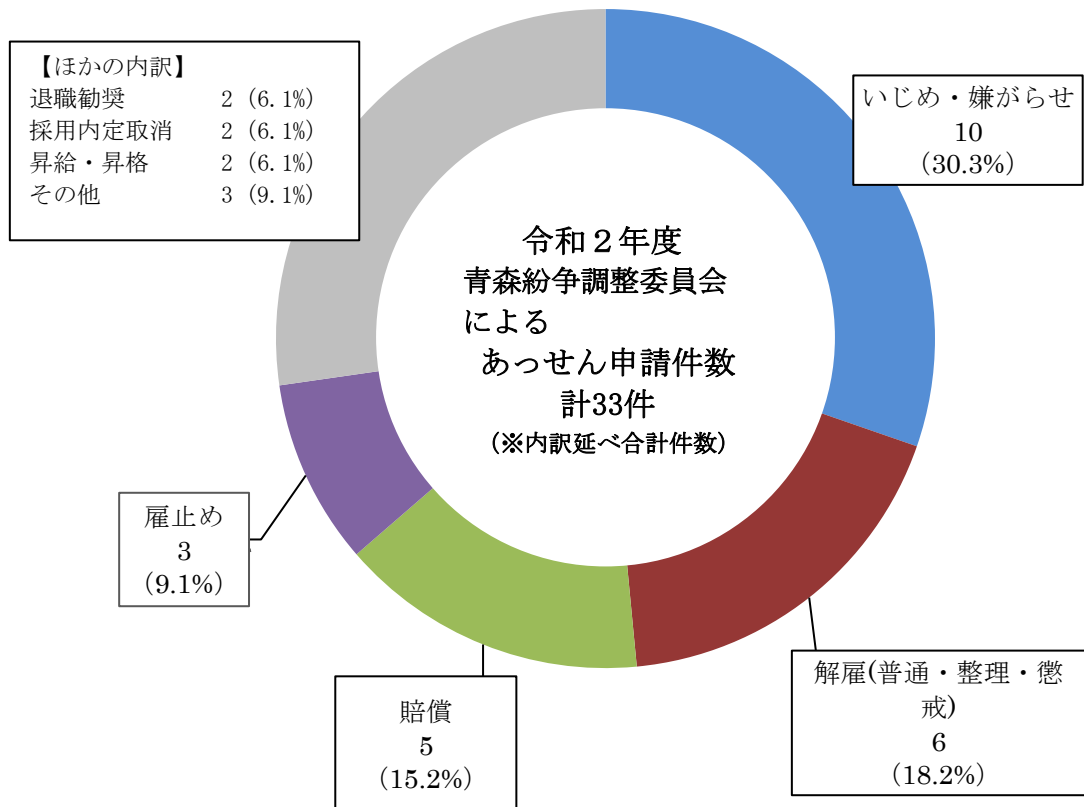
図6 申請件数の推移



(2) 申請内容【図7】

あっせん申請の主な内容は「いじめ・嫌がらせ」が10件(30.3%)と最も多く、次に、「解雇(普通・整理・懲戒)」が6件(24.2%)、「賠償」が5件(15.2%)などの順であった。

図7 青森紛争調整委員会によるあっせん申請件数の内訳



※ () 内は申請内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件のあっせん申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申請内容を件数として計上したものの。

(3) 就労形態別の申請状況等

申請は、労働者のほか事業主からも行うことが出来るが、労働者からの申請 32 件、事業主の申請 1 件であった。

次に、就労状況については、正社員が 16 件(48.5%)と最も多く、次に、短時間労働者が 9 件(27.3%)、続いて、有期雇用労働者が 5 件(15.2%)などとなっている。

(4) 解決の状況等

令和2年4月から令和3年3月末までの1年間にあっせんの手続きを終了したのは 30 件(令和2年3月以前に申請があった4件を含む。)であり、あっせん参加は 17 件(参加率 56.7%)、このうち合意が成立したものは 12 件(40.0%)、紛争当事者の一方が手続きに参加しない等の理由によりあっせんを打ち切ったものは 15 件(45.5%)などとなっている。

また、被申請人があっせんに参加した場合の合意率は 70.6%(参加 17 件中、合意成立 12 件)となっている。

なお、あっせんの手続きに要した期間は、1か月以内が 12 件(40.0%)で、2か月超えが 7 件(23.3%)であった。

(5) あっせんの事例

あっせんの事例の一部は「別添2」のとおり。

4 令和2年度 個別労働紛争解決制度 総括表(青森労働局)

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1	総合労働相談コーナーに寄せられた相談				8,659 件	
相談者の種類						
労働者		4,711 件	事業主		2,899 件	
			その他		1,049 件	
(相談者のうち、外国人 4件 外国人のうち技能実習生 0件)						
2	民事上の個別労働紛争に係る相談の件数				2,870 件	
① 相談者の種類						
労働者		2,290 件	事業主		347 件	
			その他		233 件	
② 紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が5,184件となる。)						
普通解雇	413 件	整理解雇	91 件	懲戒解雇	66 件	
労働条件引下げ(賃金)	150 件	労働条件引下げ(退職金)	17 件	労働条件引下げ(その他)	164 件	
出向・配置転換	116 件	退職勧奨	295 件	懲戒処分	63 件	
採用内定取消	27 件	雇止め	138 件	昇給・昇格	13 件	
自己都合退職	655 件	その他の労働条件	424 件	募集・採用	16 件	
定年・年齢差別	12 件	雇用管理改善等	34 件	労働契約の承継	5 件	
いじめ・嫌がらせ	936 件	教育訓練	2 件	人事評価	17 件	
賠償	113 件	その他	1417 件			
3	労働局長による助言・指導の件数					
(1) 助言・指導の申出 受付を行った件数 71 件 (労働者 71件、事業主 0件)						
紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が101件となる。)						
普通解雇	9 件	整理解雇	1 件	懲戒解雇	1 件	
労働条件引下げ(賃金)	3 件	労働条件引下げ(退職金)	1 件	労働条件引下げ(その他)	6 件	
出向・配置転換	4 件	退職勧奨	5 件	懲戒処分	1 件	
採用内定取消	1 件	雇止め	2 件	昇給・昇格	1 件	
自己都合退職	8 件	その他の労働条件	12 件	募集・採用	1 件	
いじめ・嫌がらせ	30 件					
賠償	2 件	その他	13 件			
(2) 助言・指導の手続を終了した件数 71 件						
終了の区分						
助言を実施		71 件	取り下げ	0 件	打切り	0 件
			その他	0 件		0 件
4	紛争調整委員会によるあっせんの件数					
(1) あっせんの申請 受理を行った件数 33 件 (労働者 32件、事業主 1件、双方 0件)						
紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が58件となる。)						
普通解雇	5 件	整理解雇	1 件	退職勧奨	2 件	
採用内定取消	2 件	雇止め	3 件	昇給・昇格	2 件	
いじめ・嫌がらせ	10 件	賠償	5 件	その他	3 件	
(2) あっせんの手続を終了した件数 30 件 (令和元年度からの繰越事案も含む。)						
終了の区分						
当事者間の合意の成立		12 件	申請の取下げ	2 件		
打切り		15 件	その他	1 件		

個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

総合労働相談コーナー

都道府県労働局及び労働基準監督署に
設置：全国380か所（青森 7か所）

令和2年度総合労働相談件数（青森）

10,733件

うち、○法令・制度の問い合わせ
※1 (4,561件)

○労働基準法等の違反の疑いがあるもの
(2,312件)

○民事上の個別労働紛争相談件数
(2,870件)

内訳

※1

- ①いじめ・嫌がらせ……………936件
- ②自己都合退職……………655件
- ③解雇……………570件

関係機関

情報提供
連携

- 都道府県
・労政主管事務所
・労働委員会
- 裁判所
- 法テラス 等

労働基準監督署
公共職業安定所 等

取次ぎ

関係法令に基づく
行政指導 等

申出

申請

青森労働局長による 助言・指導

○申出件数(71件)

- 内訳
- ※1 ①いじめ・嫌がらせ……………30件
 - ②解雇……………11件
 - ③労働条件引下げ……………10件

○処理件数(71件) ※2

- 内訳
- 助言・指導の実施(71件)
 - 取下げ(0件)・打切り(0件)
 - その他(0件)

申請

青森紛争調整委員会による あっせん

○申請件数(33件)

- 内訳
- ※1 ①いじめ・嫌がらせ……………10件
 - ②解雇……………6件
 - ③賠償……………5件

○処理件数(30件) ※2

- 合意の成立(12件)
- 取下げ(2件)・打切り(15件)
 - その他(1件)

※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度前に申出又は申請があったものを含む。

令和2年度 助言・指導及びあっせんの事例

【助言・指導の例】

事例1：新型コロナウイルスに関する事案	
事案の概要	事業主の知人が新型コロナウイルスに感染した。事業主も知人と行動を共にしていたにも関わらず、感染対策を適切に取らないまま朝礼への参加を強制されるため不安である。労働局からの助言を申し出たもの。
助言・指導の内容・結果	事業主に対し、職場の安全配慮として感染防止のためのマスクの着用や消毒、換気などの対応を行ってはどうかと助言したところ、助言に基づき事業主が対応を約した。
事例2：いじめ・嫌がらせに関する事案	
事案の概要	同僚から怒鳴られ、無視されるなどのいじめ・嫌がらせ行為があり悩んでいる。当該同僚については、会社が定めたルールを守らず、権限を逸脱した行為もみられるため、上司に相談したところ、一旦は改善されるが、時間が経過すると再び元に戻ってしまうことから、助言を申し出たもの。
助言・指導の内容・結果	事業主に対し、申出内容を確認したところ、指摘のあった事実を確認しているため、今後も継続的に対応を行うとして、その後状況が改善されたことを確認した。

【あっせんの例】

事例1：雇止め、いじめ・嫌がらせに係る事案	
事案の概要	有期雇用契約により就労していたが、職場内で無視されるなどの行為を受け、体調不良により入院。復帰の際に、一旦は契約の更新と職場環境の改善を約束してくれたが、その後契約期間満了を通告された。いじめ・嫌がらせに対する慰謝料（104万円）と契約が更新されないことについて文書による説明と謝罪を求めたいとしてあっせんを申請したもの。
あっせんのポイント・結果	あっせん委員が被申請人（事業主）の主張を確認したところ、労使での言い分が異なることから、和解内容についてあっせん委員が調整し解決金（52万円）の支払いで合意した。
事例2：解雇に係る事案	
事案の概要	同僚と話し合っていたところ、事業主から自分のみが「喧嘩するな。喧嘩するなら辞めてくれて結構だ。」と言われ、さらに「あなたのせいで他の職員が辞めたいと言っている。」とも言われ、解雇された。本件解雇に納得できないことから、経済的・精神的損害に対する補償金（約115万円）の支払いを求めたいと、あっせんを申請したもの。
あっせんのポイント・結果	あっせん委員が被申請人（事業主）の主張を確認したところ、双方の主張に隔たりが見られたが、あっせん委員より解雇理由が相当性を欠くおそれがあることを説明し、事業主へ譲歩を促したところ、解決金（36万円）の支払いにより合意した。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るよう努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5条）

ア 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要であると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

イ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ウ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

エ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

総合労働相談窓口一覧

※管轄等はありませんので、最寄の総合労働相談コーナーでご相談ください。

名称	所在地	電話番号	利用時間
青森労働局 総合労働相談コーナー	〒030 - 8558 青森市新町 2 - 4 - 25 青森合同庁舎 8 階 青森労働局雇用環境・均等室内	017 - 734 - 4211	9:30~17:00 (土・日曜・休 祝日及び年末年 始の閉庁日を除 く)
青森総合労働相談コーナー	〒030 - 0861 青森市長島 1 - 3 - 5 青森第二合同庁舎 8 階 青森労働基準監督署内	017 - 715 - 5448	9:30~17:00 (土・日曜・休 祝日及び年末年 始の閉庁日を除 く)
弘前総合労働相談コーナー	〒036 - 8172 弘前市南富田町 5 - 1 弘前労働基準監督署内	0172 - 33 - 6411	9:30~17:00 (土・日曜・休 祝日及び年末年 始の閉庁日を除 く)
八戸総合労働相談コーナー	〒039 - 1166 八戸市根城 9 - 13 - 9 八戸合同庁舎 1 階 八戸労働基準監督署内	0178 - 46 - 3311	9:30~17:00 (土・日曜・休 祝日及び年末年 始の閉庁日を除 く)
五所川原総合労働相談コー ナー	〒037 - 0004 五所川原市唐笠柳字藤巻507 - 5 五所川原合同庁舎 3 階 五所川原労働基準監督署内	0173 - 35 - 2309	9:30~17:00 (土・日曜・休 祝日及び年末年 始の閉庁日を除 く)
十和田総合労働相談コーナー	〒034 - 0082 十和田市西二番町14 - 12 十和田奥入瀬合同庁舎 3 階 十和田労働基準監督署内	0176-23-2780	9:30~17:00 (土・日曜・休 祝日及び年末年 始の閉庁日を除 く)
むつ総合労働相談コーナー	〒035 - 0072 むつ市金谷 2 - 6 - 15 下北合同庁舎 4 階 むつ労働基準監督署内	0175 - 22 - 3136	9:30~17:00 (土・日曜・休 祝日及び年末年 始の閉庁日を除 く)